

## 岩倉市子ども行動計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市子ども条例（平成20年岩倉市条例第28号）第19条に基づき子どもの施策に関する行動計画（以下「岩倉市子ども行動計画」という。）を策定するため、岩倉市子ども行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 岩倉市子ども行動計画の策定に関すること。
- (2) その他前号に関し、市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 小学校、中学校及び高等学校代表 各1人
- (3) 幼稚園代表 1人
- (4) 小中学校PTA連合会代表 1人
- (5) 子ども会連絡協議会代表 1人
- (6) 児童館母親クラブ代表 1人
- (7) 民生委員児童委員協議会代表 1人

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から岩倉市子ども行動計画の策定作業が完了するまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部児童家庭課及び教育部学校教育課において行う。

( 雑則 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 5 月 2 4 日から施行する。